

# 令和4年度松茂町職員採用試験案内

(令和5年4月1日採用予定)

令和4年8月1日

松茂町

〒771-0295

徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

電話088-699-8710

一般事務	受付期間	令和4年8月9日(火)～9月8日(木)
	第1次試験日	令和4年10月22日(土)
・保健師 ・社会福祉士又は介護支援専門員	受付期間	令和4年9月20日(火)～10月19日(水)
	第1次試験日	令和4年12月4日(日)

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

申込できる「試験区分」は一つに限り、申込み後の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務 (大学卒業程度)	若干名	松茂町において、一般行政事務に従事します。
保健師 (短期大学卒業程度)	若干名	松茂町において、保健師の業務に従事します。
社会福祉士又は介護支援専門員 (短期大学卒業程度)	若干名	松茂町において、高齢者福祉の業務に従事します。
【社会人特別枠】 ・保健師 ・社会福祉士又は介護支援専門員 (短期大学卒業程度)	若干名	松茂町において、保健師又は高齢者福祉の業務に従事します。

## 2 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務 (大学卒業程度)	平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。
保健師 (短期大学卒業程度)	昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、保健師の資格を有する者または令和5年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。
社会福祉士又は介護支援専門員 (短期大学卒業程度)	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、社会福祉士又は介護支援専門員の免許を有する者もしくは令和5年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者。
【社会人特別枠】 ・保健師 ・社会福祉士又は介護支援専門員 (短期大学卒業程度)	昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員の免許を有する者で、令和4年9月現在、保健師、社会福祉士または介護支援専門員として民間企業等において社員等として通算3年以上の職務経験を有する者。

※試験区分の「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、**学歴を受験資格とするものではありません。**

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 松茂町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者  
(心身耗弱を原因とするもの以外)

## 3 試験の日時及び試験場

試験区分	区分	試験日時	試験場
一般事務	第1次試験	<u>令和4年10月22日(土)</u> ○開場時間 8時30分 ○試験時間 9時30分から12時30分まで	松茂町役場  4階 研修室
	第2次試験	令和4年11月下旬以降 (日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	
・保健師 ・社会福祉士又は介護支援専門員  (社会人特別枠含む)	第1次試験	<u>令和4年12月4日(日)</u> ○開場時間 8時30分 ○試験時間 9時30分から15時00分まで	松茂町役場  4階 研修室
	第2次試験	令和5年1月下旬以降 (日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

## 4 試験の方法及び内容

区 分	試験種目	時 間	方 法 及 び 内 容
第1次試験	教養試験 (40題)	9時30分から 11時30分まで	公務員として必要な一般的知識(時事、社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断・数的推理、資料解釈)について、大学卒業程度、短期大学卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	適性検査	11時40分から 12時30分まで	公務員として職務遂行上必要な資質及び適正について、書面による検査を行います。
	専門試験 (30題)  (※保健師、社会福祉士又は介護支援専門員のみ)	13時30分から 15時00分まで	試験区分ごとにそれぞれの専門的知識及び能力について択一式による筆記試験を行います。問題は、別表の「専門試験出題分野」から出題します。

※試験区分「一般事務」の受験者は専門試験はありません。

区 分	試験種目	方 法 及 び 内 容
第2次試験	口述試験	主として人柄、性格等をみるため、面接等を行います。

### 別表 専門試験出題分野

試験区分	出題分野
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
社会福祉士又は介護支援専門員	社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概論、心理学概論

## 5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、各試験日の翌月上旬頃に当町の指定する掲示板及び当町ホームページに公告するとともに、合格者には文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、各試験日の翌月中旬頃に当町の指定する掲示板及び当町ホームページに公告するとともに、合否に関わらず、全員に文書で通知します。

## 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者が必ずしも全員採用されるとは限りません。この名簿の有効期間は原則として1年間とします。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として令和5年4月1日以降です。

## 7 給与

採用された場合の給与は、松茂町給与条例に基づき支給されます。

また、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算される場合があります。

## 8 受験手続

### (1) 受験申込書等

試験案内及び受験申込書は、松茂町役場総務課にあります。

(申込用紙は、当町ホームページからダウンロードもできます。)

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験請求」と朱書したものに、返信用封筒を同封、松茂町役場総務課宛に郵送してください。

(返信用封筒は、A4サイズが折らずに入る大きさのもので、返信先を明記し、120円切手を貼付してください。)

### (2) 受験申込先

松茂町役場 総務課

### (3) 提出方法

ア 郵便による申込みの場合は、封筒の表に「試験申込(試験区分〇〇〇)」と朱書し、必ず「一般書留郵便」(各受付期間最終日の5日前以降の郵便は必ず「書留速達」とすること。)により松茂町役場総務課宛に送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきに返信先を記入し、63円切手を必ず貼ってください。各受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。

イ 持参する場合は、申込受付期間内の執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

**※受付期間経過後の申込みは、一切受け付けませんので十分注意してください。**

### (4) 提出書類

- ・職員採用試験受験申込書1部(所定の申込用紙を使用すること。)
- ・受験票1部

### (5) 受験票

ア 受験票は申込みの際に交付します。

イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、10月3日(一般事務)又は11月15日(一般事務以外の試験区分)までに到着しない場合は、松茂町役場総務課(Tel088-699-8710)へ連絡してください。

ウ **受験票の写真は申込みの際に貼ってはいけません。**申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真(縦4.5cm、横3.5cm)を貼って**第1次試験当日必ず持参してください。**

※試験当日、受験票のない場合、受験票に写真を貼っていない場合又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受験できません。

## 9 その他

(1) この試験についての問い合わせは、松茂町役場総務課(Tel088-699-8710)へ連絡してください。

(2) 身体に障がいがあるなどして、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に松茂町役場総務課に申し出てください。

(3) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、**HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。**

(4) **時計は、時計機能だけのものに限ります。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。**

(5) **自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに当町のホームページでお知らせします。**

(6) 試験結果については、点数のみ開示請求することができます。